

○東大阪市教育委員会傍聴人規則

昭和42年2月1日東大阪市教育委員会規則第3号

改正

昭和51年2月7日教育委員会規則第1号

平成21年4月21日教育委員会規則第9号

平成27年3月23日教育委員会規則第2号

平成27年3月31日教育委員会規則第9号

東大阪市教育委員会傍聴人規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、会議当日、到着順に受付において備付の傍聴人名簿に住所及び氏名を明記し、事務局職員の指示を受けて傍聴席につかなければならない。

(傍聴人の定員等)

第3条 傍聴人の定員は、12人とし、定員に達したときは、それ以上入場できない。

2 前項の規定にかかわらず、新聞、テレビその他報道に携わる者で教育長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(委員席への入場禁止)

第4条 傍聴人は、どのような理由があっても委員席に入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次の各号の一に該当するものは、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前各号のほか教育長において傍聴を不相当と認める者

(傍聴人の禁止事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 携帯電話機その他の音声を発する機器を使用すること。
- (6) 前各号のほか会議の妨害となるような挙動を行うこと。

(撮影、録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りではない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、すみやかに退場しなければならない。

(細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年2月7日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月21日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月23日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第9号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、第3条の規定による改正後の東大阪市教育委員会傍聴人規則第3条、第5条及び第7条から第9条までの規定は適用せず、第3条の規定による改正前の東大阪市教育委員会傍聴人規則第3条、第5条及び第7条から第9条までの規定は、なおその効力を有する。